

三河歯科衛生専門学校 校友会会則

第1章 総 則

第1条 本校友会は、三河歯科衛生専門学校校友会（以下、本会と称する）と称する。

第2条 本会の事務所は、三河歯科衛生専門学校内におく。

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 会員名簿の発行
- ② 会誌等の発行
- ③ 本会のもとにある組織に対する援助
- ④ 会員の懇親
- ⑤ 奨学制度の運営
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、次の各号に定めるところとする。

- ① 正 会 員
- ② 準 会 員
- ③ 特別会員
- ④ 賛助会員

2 三河歯科衛生専門学校の卒業生を正会員とする。

3 三河歯科衛生専門学校に在籍中の学生は準会員とする。

4 三河歯科衛生専門学校に在職中の教職員は特別会員とする。

5 三河歯科衛生専門学校の卒業生に関連する事業所等の代表者は、賛助会員とすることが出来る。

6 会員のうち、本会の体面を汚した者は、役員会の承認を得て除名することが出来る。

第6条 本会のもとに、本会の目的に沿った組織をおく。

2 本会の運営について、常任役員会において必要と認める場合は、専門の委員をおくことができる。

第3章 役 員

第7条 本会に次の各号の役員を置く。

- ① 役 員
- ② 常任役員

2 役員は、正会員より選出する。選出に関する事項は別に定める。

3 特別会員及び本会の支部長は役員とする。

4 常任役員は、次の各号に定めるところとする。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 3名以内
- ③ 幹 事 長 1名

- ④ 幹 事 若干名
- ⑤ 書 記 1名
- ⑥ 会 計 1名
- ⑦ 会計監事 2名
- ⑧ 参 与 3名以内
- ⑨ 相 談 役 1名

第8条 会長は、役員会にて正会員の中から選出する。

2 常任役員は、正会員又は特別会員の中から、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条 会長は、本会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事長は会務を統轄する。

4 参与は会務に参画する。

5 その他の常任役員は会務を分担処理する。

第10条 常任役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 常任役員のうち、本会の体面をいちじるしくそこなうと役員会で認められた者は、任期にかかわらず解任することができる。

第4章 会 議

第11条 役員会は、本会の最高議決機関とする。

2 役員会は、第7条第1項の役員及び常任役員をもって構成する。

3 役員会は、原則として毎年5月に会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合には、臨時役員会を招集することができる。

4 役員会の議長は、会長が指名する。

5 役員会は、その構成員の過半数の出席により成立する。

6 役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、会則の改正に関する議事については第21条に定めるところによる。

7 役員会の議事事項は、次の各号のとおりとする。

- ① 予算及び決算の承認に関すること
- ② 事業の計画と運営に関すること
- ③ 常任役員就任の承認に関すること
- ④ 会員の除名又は常任役員の解任に関すること
- ⑤ 入会金及び会費の改定に関すること
- ⑥ その他、会長が特に重要と認める事項

8 会長が必要と認めるときは、会員を役員会に出席させることができる。

第12条 常任役員会は、本会の最高執行機関とする。

2 常任役員会は、常任役員をもって構成する。

3 常任役員会は、必要に応じて会長が随時招集する。

4 常任役員会の議長は、原則として会長がつとめるものとする。ただし会長の判断により、会長が指名した者がつとめることもできる。

5 常任役員会は、その構成員の過半数により成立する。

- 6 常任役員会の議事は出席常任役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 常任役員会の議事事項は、次の各号のとおりとする。
 - ① 事業の運営を専門の委員に委任すること
 - ② 第17条に定める寄付金等の収受に関する事
 - ③ 支部の設置に関する事
 - ④ 本会の運営上必要と認める規則等を制定すること
 - ⑤ その他、会長が会務の執行上必要と認める事項
- 8 前条第8項の規定は、常任役員会についても適用される。

第13条 総会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は会長が指名する。
- 3 総会の議事は、出席員数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第5章 会 計

第14条 本会の収入は、次の各号のとおりとする。

- ① 入会金
- ② 会費
- ③ 寄付金又は補助金
- ④ 資産から生じる果実
- ⑤ その他の収入

第15条 本会に入会するときは、別に定める額の入会金を納めるものとする。

- 2 既納の入会金は返還しない。

第16条 正会員及び準会員は、別に定める額の会費を納めるものとする。

- 2 特別会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は返還しない。

第17条 次の各号の収受には、常任役員会の承認を受けなければならない。

- ① 寄付金又は補助金
- ② その他、当然の収入以外の収入

第18条 会長は、翌年度の収支予算案を役員会に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 会長は当該年度の収支決算を、会計監事の監査を受けたうえで役員会に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 前項の収支決算に必要な書類は、収支決算書とする。
- 4 役員会にて承認を得た当該年度の収支決算は、適切なる方法によって会員に通知しなければならない。

第6章 支 部

第19条 本会は、地域を単位として支部を設置することができる。

- 2 支部の設置に関する事項は、別に定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 この会則の改正には、役員 $\frac{3}{4}$ 以上が出席した役員会において、出席役員 $\frac{3}{4}$ 以上の承認を必要とする。

第22条 会則改正等の事項は、所定の掲示板に公示するか、又は会誌に掲載する。

第23条 本会の運営上必要があると認める場合には、常任役員会において、別に規則等を定めることができる。

付 則

1. この会則は平成10年4月1日から施行する。